定期建物賃貸借契約についての説明

賃貸人:株式会社 シャンブルタマキ

代表取締役 玉城 浩孝 印

下記貸室について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38 条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記貸室の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了します。したがって、期間の満了の日までに、下記貸室を原状回復のうえ、明け渡して頂くことになりますので、予めご承知おき願います。

記

1. 貸室 サンシャイン名桜 号室

2. 使用目的 住居

3. 契約期間年 3 月 15 日から年 3 月 14 日まで

以 上

上記につき賃貸人より借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

年 月 日

賃借人

印